附　則

（国土政策局調整官の設置期間の特例等）

第六条　国土政策局調整官は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　調整官は、第四十一条の二第二項に規定する事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

一～四　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（測量生産性向上推進官） **第二十条の二**　企画部に、測量生産性向上推進官一人を置く。 2　測量生産性向上推進官は、測量に関する技術及び管理の改善に関する事務のうち、測量に係る生産性の向上に関する企画及び立案、調整並びに測量技術の指導及び普及に関する事務をつかさどる。	（新設）
（技術管理課の所掌事務） **第二十三条**　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　測量に関する技術及び管理の改善に関すること（測量生産性向上推進官の所掌に属するものを除く。）。 二　（略）	（技術管理課の所掌事務） **第二十三条**　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　測量に関する技術及び管理の改善に関すること。 二　（略）
（防災地理情報活用推進官） **第五十四条の二**　応用地理部に、防災地理情報活用推進官一人を置く。 2　防災地理情報活用推進官は、災害の防止に資する地図等及びその数値化情報の収集、処理、提供及び活用の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
（企画課の所掌事務） **第五十六条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　環境の保全及び災害の防止に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関する企画及び立案並びに調整に関すること（環境地理情報企画官及び防災地理情報活用推進官の所掌に属するものを除く。）。 三～五　（略）	（企画課の所掌事務） **第五十六条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　環境の保全及び災害の防止に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関する企画及び立案並びに調整に関すること（環境地理情報企画官の所掌に属するものを除く。）。 三～五　（略）
（地殻変動即時解析推進官） **第五十九条の三**　測地観測センターに、地殻変動即時解析推進官一人を置く。 2　地殻変動即時解析推進官は、命を受けて、地殻変動に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）

附　則

（国土政策局調整官の設置期間の特例等）

第六条　国土政策局調整官は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　調整官は、第四十一条の二第二項に規定する事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

一～四　（略）